

茨城県広域避難計画（案）の 検討状況について

茨城県生活環境部
防災・危機管理局
原子力安全対策課

原子力災害に係る茨城県広域避難計画の基本的考え方

【 広域避難計画の策定の目的 】

平成23年3月11日に発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故は、地震・津波との複合災害となったことやその影響も広範囲かつ長期に及んでいることなど、従来の原子力災害の想定を遙かに超えるものであった。

このため、県及び所在・関係周辺市町村は、P A Z 圏内の迅速な避難、U P Z 圏内の段階的避難及び屋内退避を行うための広域避難計画を定め、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的とする。

【 広域避難計画策定に当たっての基本的な考え方 】

- (1) P A Z を含む市町村については、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、確定的影響を回避することとし、U P Z を含む市町村については、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、確率的影響を実行可能な限り低減することを目指す。
- (2) 住民が円滑に避難を行えるよう、避難先及び避難ルートを予め明示する。
- (3) P A Z を含む市町村の避難を先行させ、U P Z を含む市町村においては、P A Z の避難が円滑に実施できるよう配慮しながら避難完了を目指す。
- (4) 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外とすることとし、同一地区の住民の避難先は同一地区に確保するよう努める。
- (5) 災害時要援護者（在宅要支援者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図る。
- (6) 一般住民の避難手段については、自家用車避難を想定する。また、災害時要援護者（自家用車を持たない家庭を含む。）の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討する。
- (7) 地震・津波等によって道路や橋梁、線路、岸壁等に障害が発生し、正常な避難ができないことも想定し検討する。

広域避難計画の検討状況

◎ 考え方がおおむね整理された事項

避難・屋内退避指示への対応

- ・ PAZ, UPZ, UPZ外の各区分に応じた対応 (P 4 参照)
PAZ : 全面緊急事態で放射性物質の放出前に避難
UPZ : 全面緊急事態で屋内退避, OILにより避難
UPZ外 : 全面緊急事態で屋内退避の注意喚起,
OILにより避難
- ※ OIL
 - : 空間放射線量率が, $500 \mu\text{Sv/h}$ を超える場合,
数時間内を目途に区域を特定し, 避難等を実施
 - : 空間放射線量率が, $20 \mu\text{Sv/h}$ を超える場合,
1日内を目途に区域を特定し, 1週間程度内に
一時移転等を実施
- ・ 災害時要援護者の避難時期等

安定ヨウ素剤の配布・服用

- ・ PAZ, UPZの各区分に応じた対応
PAZ : 事前配布, 全面緊急事態の段階で服用
UPZ : 備蓄, 緊急時の配布・服用

○ さらに検討・調整が必要な事項

避難先, 避難所の開設運営, スクリーニングの実施, 輸送手段の検討等

- ・ 14市町村96万人の避難先の確保
- ・ 避難所の開設・運営主体
- ・ スクリーニングの実施方法, 実施場所等
- ・ 効率的な避難の実施(公共交通機関活用等) 等

EALに係る原子力災害対策重点区域の各区分における対応

区 分		P A Z (～概ね5km)	U P Z (概ね5～30km)	U P Z 外 (概ね30km～)
警戒事態	要援護者 以外			
	要援護者	・ 要援護者等の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)		・ 要援護者等の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) への協力
施設敷地 緊急事態	要援護者 以外	・ 避難準備 (避難先、輸送手段 の確保等)	・ 屋内退避準備	・ 避難準備 (避難先、輸送手段 の確保等) への協力
	要援護者	・ 要援護者等の避難の実施	・ 要援護者等の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・ 要援護者等の避難受入れ (P A Z)
全面 緊急事態	要援護者 以外	・ 避難の実施	・ 屋内退避の実施	・ 避難の受入れ ・ 屋内退避の注意喚起
	要援護者		・ 要援護者等の避難の実施	・ 要援護者等の避難受入れ (U P Z)